

れらるゝ事を得るなり

問 其内の靈なる恩は何ぞ

答 罪に死し義に新に生るゝ事なり此は我ら罪の中に生れて怒りの子なりしもバプテスマにて恩の子となることを得べければなり

問 バプテスマを受んとする人に「願くべからざるものは何ぞ
悔改と信仰なり即ち悔改を以て罪を棄、信仰を以て此「サクラメント」に於て神の約し玉へる事を堅く信ずるなり

問 嬰兒の未だ是等の事をなしえざる時にバプテスマを授くるは何故ぞ

答 彼等其保證人を以て此二個を約し成長に及びて其約束を必らず自己行ふが故なり

問 主は晩餐の「サクラメント」を何のために設立玉ひしや

答 キリスト^{イザヤ}牲となりて死し又此に因て我らの受る益を常に記憶せしめんがためなり

問 主の晩餐の外の徴は何ぞ

答 主の命令玉ひし我等の受くべき「パン」と葡萄酒なり

問 其内の區別は何ぞや

答 主の晩餐に於て信徒魂を以て眞實に受くる所のキリストの肉躰と血なり

問 此「サクラメント」に依りて受る所の益は何ぞ

答 「パン」と葡萄酒を以て我等の肉躰は養はれて健康になる如くキリストの肉躰と血を以て我等の靈魂も養育て健康になるなり
主の晩餐に来る人に欠くべからざるものは何ぞ

答 過去し罪を眞に悔改て後新しき行を爲す事を堅く定めざるや
又キリストの死を常に辱なく思ひ神キリストに由て與へ玉へ

る恩を活たる信仰を以て信ぜざるや又愛心を以て總ての人と
親睦まざるやと内に顧みることなり

第一節 サクラメントの數及び性質

第一章

サクラメントの數

一前諸段との關係 公會問答には已に信經十誡及び主禱文を論じた
れば是より進んで「サクラメント」を論ぜんとす、神是に因て吾等に現
出印證するに其聖子が人類のためになしたまひし贖罪の福なる靈
效を以てす

二「サクラメント」の數 故に公會問答には先問ふにキリストが其公會
に設立たまひし「サクラメント」の數を以てす、而して斯く言ふことを
教ゆ—人救を得るために大概闕くべからざる「サクラメント」は只二

つのみ即ちバプテスマと主の晚餐これなり

三諸福音を以て證據せらる 吾等の多福なる主が只二つの「サクラメ
ント」を設立たまひしことは福音書の記事よりして明白なりとす、茲
に主が其昇天の直前に其使徒衆に命じて「爾曹ゆきて萬國の民にバ
プテスマを施し之を父と子と聖靈の名に入れて弟子とせよ」と曰ひ
しを見る(馬太傳二十八〇十九)茲に又主賣さるゝ晩に踰越節にてバ
ンを取り謝して後これを擘き弟子衆に與へて曰ひたまひけるは執
りて食せよ是は汝等のために與へし我肉身なり我を記憶するため
に之をなせよ、又杯を取り謝して後彼等に與へて曰ひたまひけるは
汝等皆之を飲めよ是は汝等及び多くの人の罪を赦さんがために流
せる新約の我血なればなり之を飲む毎に我を記憶せんために之を
なせよとあるを見る(馬太傳二十六〇二十六—二十八、馬可傳十四〇
二十二、路加傳二十二〇十九、廿、哥林多前書十一〇二十三—二十八)

四〇一般の救に欠べからざる者也。主は唯此二つのサクラメント而已を一般の救に欠べからざるもの即ち人々一般に必要な者、人類全體に必要な者として設立たまへり、即ち主は其使徒衆に命じて、汝等徧く世界を廻りて、馬可傳十六〇十五萬國民に洗禮を施し之を弟子とせよと、亦何處に往くも主を記憶せんために主の晩餐を守れと曰ひたまふ。

第二章

サクラメントの性質

一前章との關係 公會問答にてキリスト自ら設立たまひし「サクラメント」の數を述べたれば進んで「サクラメント」なる語の意味を探研んとす。

二古文に於ける用法 「サクラメント」なる語は拉甸の「サクラメントム」

なる語より出づ是れ(一)訟事にて兩造とも進んで審問を受けんどの徴(證據)として、裁判官に納むる金額を指す(二)新に應募したる兵士が其司令長官に順はんどの誓詞を指す(三)一般に誓或は契約を指す

三教會に於ける用法 此の語を基督教にかゝはる事に始めて用ひたるは少プリニーが時の皇帝トレイヤンに奉りし有名なる奏書の中にありとす、茲に彼基督教徒を描きて曰く、彼等は或る一定の日に味爽に集會り神を讚美するが如く、基督を讚美し一種の「サクラメント」に由て何に關らず惡事を行はずと約束をなす、ラルタリアンも又基督教徒の洗禮の誓を指して曰く、彼は活る神の戰に招かれ「サクラメント」の語に應答す、然し乍ら普通に希臘語の「ムステリオン」(ミステリイ)即ち奧義を拉甸語に翻譯せしものとして用ひらる、是れ聖事を表明せる一切の物を指す、故に(一)一般には或る嚴肅且聖なる行爲に適用せられ(二)特別には教會の或る聖禮典に適用せらる。

四 公會問答に於ける定解 公會問答にては「サクラメント」なる語は此高尙なる特別の意味にて用ひらる、其定解に曰く「此はキリストの與へたまへる内の靈なる恩が外に現ゆる徴にして其恩寵を受くる法と得らるべき證據のため」にキリスト自ら設立たまひし禮なりと五「サクラメント」に至要なる者 然らば「サクラメント」の結構には左のもの必要なりとす

(一) 吾等に與へられたる内の靈なる恩の外に現ゆる徴あるを要す、又

(二) 此の外に現ゆる徴は(一)其靈なる恩を受くる法として(二)又之を得らるべき證として基督の自ら設立たまひし者たるを要す

第三章

サクラメントの區別

一 前章との關係 然らば「サクラメント」には外に現ゆる徴と内の靈なる恩との二つの區別ありとす

二 外に現ゆる徴 第一の區別を外に現ゆる徴とす是れ時としては物質と稱へられ、又時としては元行「サクラメント」に用ひらるる材料

と稱へらる

三 徴又は證據として物體を用ゆる事 我等の造られたる状を知りたまひまた我等は天使の如く其恩を明白に悟るの靈心靈智を賦與せ

られざりしことを知りたまふ神は物體を用ひて徴および證據となしたまへり

例へば

(1) 紅霓は世界が再び洪水に由て亡びざるべしとの徴及び證據としてノアに與へられたりき(創世記九〇十二—十七)

(2) 割禮は神とアブラハムとの契約の徴及び證據としてアブラハムに與へられたりき(創世記十七〇九—十四、羅馬書四〇十一)

(3) モーセがパロの前にて行ふべかりし奇蹟は其神命を帶ぶるの徴及び證據なりき(出埃及記四〇—九)

(4) 凡ての地燥けるに露羊毛にあり又露凡て地にあるに羊毛燥けるは主メデア人との戰にてギテオンに勝利を得させたまはんとの徴及び證據なりき(士師記六〇三十六—四十)

(5) アハズの日晷ひかげの上における日影を十度退かせしめしことは主ヒゼキアに恩を垂れたまはんとの徴と證據なりき(列王記零二十〇八—十一)

四超性的方法として物體を用ゆる事。然し神は唯に物體を徴及び證據として用ひたまひしのみならず尙ほ又之を超性的恩恵めぐみを受けし

むるの方法として用ひたまへり

例へば

(1) イスラエル人火の蛇に咬まれ死者多かりしとき神はモーセに命じて一條の銅の蛇を作り之を杆の上に載せおかしめたまへり而して凡て蛇に咬れたる者その銅の蛇を仰ぎ觀れば生たり(民數記二十一〇六—九)

(2) ナアマン癩病をわづらひエリシヤの許に來りしにヨルダンに往き其身を七度洗はんことを命ぜられ往きて神の人の言の如くに七たびヨルダンに身を洗ひしにその肉舊にかへり嬰兒の肉の如くになりて清くなりぬ(列王記零下五〇十一—十四)

(3) 我等の主此地上に在ませし時生來なる譬を見しが地に睡し睡にて土を和き其泥を譬者の目に塗、彼に曰けるはシロアム

の池に往きて洗へ彼すなはち往きて洗ひ目見ことを得て歸
へれり〔約翰傳九〇一七〕

(4) また聲にして其語明瞭ならぬ者を主に連れ來りしに衆人を
離れ之を他へ伴ひ行き指を其耳にさしいれ又睡して其舌に
捫り且天を仰ぎて嘆じ其人に向てエツパタと言ふ之を釋け
ば啓けよとの義なり直に其耳開け舌の絡ゆるみて正しく言
へり〔馬可傳七〇三十二—三十五〕

五「サクラメント」に於ける用法 然して福音の二大「サクラメント」に於
ては物體を用ゆる此三法相聯結す

即ち

- (1) 是れ内の現へざる外の恩なり
- (2) 是神が愛し又我等に快よく恩を與へたまふとの證據なり
- (3) 是れ神が由て以て一切て之を信實に受くる者に恩を與るの

定法なり

第二節 洗禮の「サクラメント」

第一章

洗禮の外部の徴

一前章との關係 基督其公會に設立たまひし二つの「サクラメント」の
中第一なる者を洗禮とす其外に現ゆる徴は水にして人は是を以て洗
禮を受けて父と子と聖靈の名に入る者とす

二潔清の禮式に水を用ゆる事は上古より萬民の熟識する所なりとす
埃及人希臘人及び羅馬人中にあつては滌禮を以て敬神の行爲―特
別に祈禱と犠牲―に必要なる預備とせり又是れ禮式を以て汚穢を
除き又過失にもあれ故意にもあれ殺人罪を除くに欠くべからざる
者なりき

三猶太人中にも之と均しき濯滌の禮屢々用ゐられたりき、ヤコブ其家族と共にベラルに歸らんとせしときに彼れ其家人及び凡て己ともなる者にいふ汝等の中にある異神を棄て、身を清めて衣服を易よ(創世記三十五〇二)エホバシナイ山にてモーセに律法を與へんとするに際し、彼に命ずるに其民を聖め之に其衣服を濯せんことを以てす(出埃及記十九〇十)ヨシニヤはヨルダンを渡るに先ち其人民に告げて曰くなんぢら身を潔めよエホバ明日なんぢらの中に妙なる事を行ふべしとアロン及び其子衆聖別されて其職に任んぜられしときに彼等は集會の幕屋の口に携へられて水を以て洗ひ清められ(出埃及記二十九〇四)又た集會の幕屋に入るに當りては常に其手足を洗ひて死を免るべしと命ぜられたりき(出埃及記三十〇十七、二十一)ソロモン宮殿を建てし時に洗盤十個を造り燔祭の品を濯ぐに供へ、又た祭司の身を洗はんために海を鑄造せり(歷代史零下四〇二、六)

四改宗者の洗禮 後代に至りては是等のさまざまの洗滌は(希伯來書

九〇十)著しく増加したりき、一切の宗教上の儀式は之を以て開らき一切の飯餐及び日々の職業は皆之を以て終れり(馬可傳七〇三、四)且又イスラエル人は一切て割禮と犠牲に加ふるに洗禮を受けて神との契約に入るを准さる、異教の改宗者若しイスラエルの契約に入り、律法の軛を帯びんとせば洗禮は必要なる儀式の一として之を受けるを要したり是に於てか、割禮及び洗禮を受けざる間は何人も改宗者たるに非ずとは是れ當時の通語となりをりぬ

五ヨハネの洗禮 故に主の途を備へメツシヤの降臨を報ぜんために來れる洗禮の約翰全國民は靈心上汚れたりと明言し、撰民たる者若し天國にて處を得んと欲せば自ら洗禮を受くべき者なりと主張せり、ユダヤ人は彼れの行動を以て解すべからぬ者とは見做ざりし蓋し彼等は洗禮は新契約(或は信仰)にいる、者なる事を知ればなり、彼

等はエルサレム及びエダヤを擧りまたヨルダンの四方より來りてヨハ子に就つき(馬太傳三〇五)己の罪を悔あらはして彼より洗禮を受けたり(馬可傳一〇五)蓋しイスマエル人の罪メツシアの來臨を延引せしめたるなれば彼等の悔改は之を速かならしめんとは是れ當時一般に信ぜられし所なりければなり

六主の洗禮 ヨハ子が此の預備の天職(職任)を行ひ始むると暫時なく救主ナザレより來りたまふて彼よりヨルダンにて洗禮を受けたまひぬ、斯く律法の制規に服し(馬太傳三〇十五)救主として其公なる宣教と職掌を開始し、水を聖めて罪を洗ふの奧妙なる徴しとなしたまひぬ(嬰兒洗禮式の祈禱を見よ)主は自ら水を以て洗禮を施したまひ或ひは其弟子衆の手を借て洗禮を施したまへり(約翰傳三〇二十二、二十六、四〇一)彼は之と等しき元行(水)を以て彼等が其到るところにて洗禮を施し、猶太教或ひは異教の轉宗者をして割禮が由て以て行

の契約に入れし如く、恩惠の契約に入んことを命じたまふ

七基督教會に入る此「サクラメント」執行の方法は疑も無く是れ上古は

浸水みづにひたすの法を以てせしならん是れ聖パウロが基督教徒の「バプテスマ

を受けてキリストと偕に葬られ又新しき生命に甦へるの活像(活例)として用ひし者なりとす(羅馬書六〇三、四、哥羅西書二〇十二)東國及び暖國に於ては此方法を行ふこと容易なりしならん之を受くる者の丁年者なる所にては特別に然りとす、但し又使徒時代に於て灑法を以て洗禮を施せしことを示すに足るもの無きにしもあらず、按ずるに福音漸く寒國に廣まるにしがそそぐことひ灑酒の方法を以て十分とせしならん

八受洗者に對して直接に唱へらるゝ格式(式文)は基督自ら指教せし者とす、父と子と聖靈の名に入ると即ち是なり(馬太傳二十八〇十九)是れ決して畧されたること無し否決して畧すべき者に非ず何となれ

ば是れ基督教徒と三位一體の各位との聯結を「サクラメント」的に報ずる者なればなり(加拉太書三〇二十七、民數記六〇二十四—二十七に於ける三重の祝福と比較せよ)

第二章

洗禮における内部の靈なる恩

一前章との關係 洗禮に於る外部の現る徴及び之が執行の方法を論じたれば今は進んで是に由て我等に與へらるゝ内部の靈なる徴を論ぜんとす、多く此點につきては既に論じ置たれば茲に之を一瞥の下に示さば足りなん

二生來の人 上にも見えし如くアダムの子孫の常經を経て生るゝ人々は一切て罪に生るゝものとす、原罪と本來の腐敗、彼等の性質に感染しある者なれば彼等自ら神の聖旨に適ふを厭ふ、彼等は「本原の公

義より向かに離れ」聖公會大綱第九條を見よ、其中にある肉の事を欲ふ念は神に乖る是れ神の律法に服はず又服ふこと能はざるに因る(羅馬書八〇七)然るに神は聖き事窮無き者、不義を見るにしのびざる聖き目を有ちたまひ必らず一切の惡を厭ひたまふ者なるが故に實に人は罪に生れしのみならず生れながらにして怒の子たるなり(以弗所書二〇三)故に吾等の主ニユデモに語りたまへるが如く人は性來のまゝにては神の國を見ること能はざる者とす彼れの國に入るには新たに(天より)水と靈に由て生るゝこと必要なりとす(約翰傳三〇三五)

三恩典に由れる人 洗禮は此新に生るゝこと—生來の状態より榮轉して恩典に由りて子となる—の制定機關とす、蓋し第一に割禮は猶太人をして舊契約の特權に與らしむるが如く洗禮は更に新しき好契約に與るを得せしむればなり是れ神が仲保者其生みたまひし獨

子イエス、キリストの血を以て全世界と交換したる者とす(希伯來書八〇六—十三、九〇十四、十五)彼れのために神は其浩恩を以て洗禮に於て吾等に賜はるに、其生來より受得ざる者を以てし自ら(一)罪の赦免(二)聖靈の保佑(三)及び契約に於ける我等の分を怠りて之を棄つることなくば(永生を與へんと約したまへり

四洗禮は人を教會に准らしむ。又洗禮に於て吾等は一統教會に接がる、是れ一切て信者の福なる會衆にして或時は基督の體と稱せられ或る時は神の家族と呼ばる、我等は此妙體に接がれ神の家族に入れられ已に論ぜし如く(一)基督の肢(二)神の子(三)天國の世嗣とせらる

五洗禮の恩惠 エダヤ人は其洗禮に由て改宗せし者ある時は、彼等を呼んで新に生れたる者といひ、新しき生活を始めたる者といへり、案ずるに我等の主ニコデモと語られしときは、是事を暗示したまひしならん、然し乍ら基督教の洗禮にて新に生るゝとは更に幾層眞理

に近き者ありとす、是れが内の靈なる恩は、罪に死し、義に新に生るゝ事なりと定解せらる、蓋し吾等は生れながらにして罪あり、怒の子なりしも、是に由てアダムに於ける生來の状態より轉じてキリストに於ける靈の状態に入るものなればなり、此重生の洗に由て(提太書三〇五)新に神の教會、家族の中に生れ、其約束は吾等に印證せられ、吾等の性質の腐敗は恰も死に合ふてキリストに葬らるゝが如し(羅馬書六〇四)又其の御復活に由て靈の恩の初芽を與へらるゝなり、是れ新に新生活に形成せられ神の義に順はんためなりとす

第三章

洗禮を受くるに必要な者

一前章との關係 公會問答にては洗禮における内部の靈なる恩の何たるを定解したれば進んで問ふ、バプテスマを受けんとする人に缺

くべからざる者は何ぞと

二猶太教改宗者の試験 猶太教改宗者の洗禮に於ては入教禮典を授くる前に其の轉宗せんと欲する者の精神と意思を探問するを以て常とせり

三靈魂の預備

故に聖ペテロはノア及び其家族の洪水より救はれしことを語りし後に曰く其水によりて表したるバプテスマは今我等を救ふと而して彼等が之を呪詛法術の類をなす者なりと謂はんことを恐れて附加へて曰く此バプテスマは肉體の汚穢を除く表に非ず善良心神を求むる表なりと(彼得前書三〇二十一)是に由て彼は吾等をして唯水を以て外を洗ふ事は靈魂を救ふ者に非ることを憶念せしむバプテスマは基督自ら設立たまひし「サクラメント」にして吾等之に由て教會の體に接がれ神と契約を結び斯く救の道におかるものとするに因て吾等に印證したる約束をば神必らず之を守り

且つ行ひたまはん然しながら此契約に與る者にして其の契約の恵を保ち其おかれたる救の道に留まらんとせば其人に於ても亦宜く之に應當するの忠實あるべきものとす

四我等の主の教誨 洗禮の準備に必要な者の何たるやは吾等の主及び其使徒衆の語よりして明瞭なりとす即ち吾等の主は其復活後エマオの途中にて其弟子二人に物語りつゝありける時聖書を繙きて彼等に示して曰ひけるは「キリストは苦難を受け第三日に死より甦るべし又其名に託りて悔改と赦罪はエルサレムより始り萬國の民に宣傳られん」(路加傳二十四〇四十六四十七)亦其昇天の直前に其使徒衆に命じ曰く「徧く世界を廻りて凡ての人に福音を宣傳へよ」又之に加へて曰く「信じてバプテスマを受くる者は救はれん」(馬可傳十六〇十五十六)と

五使徒衆の教誨 斯く天國のことにつき教誨へられてありければ使

徒行傳一〇三)ペネテュスタの日に群衆其心刺るゝが如し是に於てペテロと他の使徒等に問ひけるは我等は何を爲すべき乎、ペテロ彼等に曰けるは爾曹の悔改めて罪の赦を得んがためにイエス、キリストの名に託りてバプテスマを受けよ、使徒行傳二〇三十八又ピリピの一獄吏不意の地震に驚き恐慌て憂心兢々パウロに問ひけるは、君よ我救はれんために何を爲すべきか、彼等曰けるは主イエス、キリストを信ぜよと此夜彼直ちに其家族と偕にバプテスマは受けぬ、(使徒行傳十六〇三十一—三十三)

六悔改。是等の箇處は洗禮を受けんと欲する者に必要なるものは(一)悔改及び(二)信仰なることを證し得て餘りありと謂つべし、第一に受洗禮者には悔改なかるべからず但し所謂悔改とは單に罪を憂ひ悲むの謂にあらずして眞箇に之を拋棄せんと斷然決心するをいふ是れ洗禮が吾等に表明せる告白(信仰)を守らんと熱心に努力すること

を指す又は是れ吾等が洗禮に由て其死に合へる者(キリスト)は吾等の爲に死して甦へりたまひたれば吾等も罪に死し義に甦へり邪惡淫佚の情をば常に一切之を遏止し日々萬德敬虔の性行を進めんことを勤むべきものなることを暗示す、

七信仰。第二に受洗禮者には信仰なかるべからず但し單に智識上基督を信ずるに非ず神が此「サクラメント」を以て吾儕に與へたまへる一切の約束を確信することなり吾儕の既に論ぜし如く此約束とは(一)罪の赦免、(二)聖靈の保佑及び(三)若し棄つることなくんば永生を與へたまふこと即ち是なり、吾等は信仰に由て是等の約束を固持し、一切の失墜と背教あるに拘はらず、吾等に印證せられたる此約束に依頼み又吾等の行は不足勝にて、好くとも無益の僕たるに過ぎずと雖も(路加傳十一〇十)神がキリストに由り其深切なる憐憫を以て與へたまふ洪恩をば謙りて待つべき者とす

第四章

嬰兒洗禮

一壯年者洗禮 洗禮のヨハナがヨルダン河にて宣傳し悔改のバプテスマを授けし人々、又聖ペテロがペンテコステの日に教會に連らぬし人々、又彼れの後にて他の使徒衆が授洗せし人々は、大概は壯年の者なりき彼等は既に善惡を辨別し得るの年齢に達し唯に悔改と信仰を約束し得るのみならず、尙ほ又此約束を守り之を行ひ得る者なりき

二嬰兒洗禮 然し乍ら嬰兒は、（幼弱者）嫩弱者なれば悔改又は己れの信仰を保ち能はざるや言を俟たず是に於て自然に一ケの疑問生ず即ち「然らば聖公會は何故に如何なる憑據を以て彼等を洗禮の「サクラメント」に與らしむるや」此問に對して公會問答に記されたる答は左の如し

「彼等其保證人を以て此二個（即ち）悔改と信仰を約し、成長（成人）に及びて其約束を必ず自ら行ふが故なり」

三舊契約の類例に由て是視せらる。彼等（嬰兒）を洗禮に與らしむるの適當なることにつきては更に濶き理由に基きて考ふるを好とす、舊契約の下にあつて神明らかに命じて「男子は咸割禮を受くべし」といひたまひしを見る（創世記十七〇十一—十四）故にエダヤの嬰兒は誕生後第八日には割禮を受けたり（利未記十二〇三）之れと等しき舊支配（制度）の下にあつてモーセがイスラエル人の支派の首領衆、其長老等其牧伯等又青年男子のみならず其小き者等までもエホバの契約に入るべしと命じたるを見る（申命記二十九〇十、十二）又結茅節に於ては唯男女のみならず又子等をも集むべしと命ぜしを見る是彼等の神エホバを知り畏れてこの律法の言を守り行ふにいたらんためなりと（申命記三十一〇十二、歷代史畧下二十〇十三）然らば猶太人の

割禮に代りたるバプテスマ(哥羅西二〇十一—十二)に於ても神は其新なる好契約に子等を受け入れたまふと期して可なりとす但し神他に異なる天啓を垂れたまひしならば此限りに非ず

四亦主の教誨に由て是視せらる。神は他に異なる啓示を與へたまひしこと絶えて無く却つて聖旨も性質も彼れと同一にまします多福なる聖子は此地上に居られしとき一種特異の方法を以て嬰兒は自己が愛顧する所の者なることを示したまひぬ即ち或時其母に携へられて彼れの許に來れる嬰兒ありけるが其弟子等之を阻まんとせり(馬太傳十九〇十三)彼れ其阻みたるを以て彼等を責めたまひぬ彼は嬰兒を抱き御手を其上に按きて祝福したまひぬ(馬太傳十〇十六)彼れが一舉一動と雖も其意深長なるものなるが設若其外部の行為にして十分ならずとするも其聖語は之を證し得て餘りありとす、此時彼れ進んで曰く、嬰兒を容せ我に來ることを禁ずる勿れ天國に

をる者は斯の如き者なりと(馬太傳十九〇十四)

五使徒の慣例 新約聖書中に嬰兒洗禮につき明記せる所なしと雖、尙ほペンテコステの日に於て聖ペテロ其聽衆に向ひて福音の約束は彼等と其子孫に屬く者なりと言しを見る(使徒行傳二〇三十九)又聖パウロ其コリントに於ける改宗者の嬰兒を指して聖なりと言ひしを見る(哥林多前書七〇十四)彼れがピリピに於てルデアと其家人に授洗し(使徒行傳十六〇十五)又同處にて獄吏と其家族一切て(使徒行傳十六〇三十三)に授洗し又コリントにてはステパナと其家族哥林多前書一〇十六)に授洗せしを見る、而して是等の家族の中に嬰兒あらざりしとは信じ難き事とす、

六初代教會の慣例 新約聖書中に嬰兒洗禮につき明記する所なしと雖、是れ甚だ初めより行はれし者たるや疑なし、マヤスチンマルタル(殉教者マヤスチン)は紀元後百四十八年の頃書記せる第二護教論中

に洗禮は割禮の代りなる事を明言し、キリストの弟子とせられし人々——即ち嬰兒の時に洗禮を受けし者——の事を記す、オレノウス曰く「基督は己れに由れる萬民即ち總て彼に由て神に於て重生せる者、——嬰孩、小き者、童男、青年、老人悉く之を救はんために來れり」と、ラルタリアン及びオリヂェンも又嬰兒洗禮は當時教會の慣習なりし事を證明す、

七。嬰兒洗禮の適當なる事。斯く理論、類例、及び上古の慣例齊く唯に嬰兒をして洗禮に與らしむるの合法なるや否やに關はる一切の疑團を除くのみならず、尙ほ吾等をして天の聖父は、其憐憫の御手の内に彼等を抱き永生の恩恵を與へ、其永遠御國を嗣ぐ者となさしめたまはんとの事を熱心に信ぜしむ（嬰兒洗禮式を見よ）斯く年尙ほ未だ嫩くして救主のもとに携へ來られ悔改と信仰をば其證人を以て約束し人々は成長るに及て該時結ばれし約束をば悟然之を自ら行はざ

るべからず、彼等堅信禮を受くるときには特別に之を爲すべき者とす、是れ彼等の教父及び教母（神父及び神母）が洗禮に於て已に代りて約束し事を聽き、自己の心と口を以て之を堅固し又神の恵に由て自ら契合たる事を常に努力めて眞實に守ることを諭さるればなり、

第三節 主の晚餐の「サクラメント」

第一章

主の晚餐設立の目的

一。前節との關係。公會問答は今や進んでキリストの設立てたまへる二箇の「サクラメント」の第二なる者を論ぜんとし、先づ主の晚餐の設立けられし目的を探問す、

二。設立の目的は「キリスト性となりて死し又此に因て我らの受る益を常に記憶せしめんが爲なり」と定解せらる此定解に於ては（一）基督の

死は牲いけにえの性質を帯ぶる者なる事(二)主の晩餐は(伊)キリストの死及び(呂)吾等の之に因て受くる益を常に記憶せんが爲なる事と專斷せらる

三 基督の死は一の犠牲なり

キリストの死は單に其教誨を實證せんとの舉若しくは單に殉教の行爲にあらざ其意幾層深長なるものありとす是れ上にも論ぜしが如し其誕生の以前に與へられたる名は已に彼れ此世に來れる目的の其民を罪より救はんが爲なる事を明かにす此宣言に協ふて洗禮のヨハナは二度迄も其弟子に彼を指して世の罪を任ふ神の羔を觀よと曰へり(約翰傳一〇二十九)聖者は其公なる宣教の事業未だ始まらざるに早くもニコデモに暗示したまひけるは「モリセ野に蛇を擧げし如く人の子も擧らるべし凡て之を信する者に亡ることなくして永生を受しめんが爲なり」(約翰傳三〇十四)又其公なる宣教に着手せしより第三回の踰越節の時にカペナ

ウンの會堂にて「我は生命のパンなり」(約翰傳六〇三十五)我が與ふるパンは我肉なり世の生命の爲に我これを賜へん(約翰傳六〇五十二)と明言したまへり其死の時近づくにしたがひ彼は死せんが爲に「エルサレムに登らんと一層明白に語りたまひぬ彼は良き信實眞誠の牧者として羊の爲めに其命を捐てんとする事」(約翰傳十〇十一—十五)及び「人の子の來るは人を役ふ爲に非ず反て人に役はれ又おほくの人に代りて生命を予へ其贖とならんためなる事」を明言したまひ

ぬ(馬太傳二十〇廿八)

四 主の晩餐は此牲の記念なり 斯く聖者は漸々と歩を進めて其弟子衆の精神を備へて彼れの死の犠牲なる意義(觀念)を實際に悟らしめぬ但し一切の豫報は此「サクラメント」の設立に於て其絶頂に達す彼れパンを執り祝して之を擘き又杯を取り謝して後之を其弟子衆に與へしとき彼等に我を記憶せんがために之を爲せと命じたまへり

唯に彼を彼として記憶するのみならず又た特異なる人物——將に彼等の爲に其肉身を予へ罪を赦さんとて衆人の爲に血を流さんとする者——として馬太傳二十六〇—二十六—二十八)記憶せんことを命じたまひぬ故に聖パウロコリント人に曰く爾曹此パンを食し此杯を飲む毎に主の死を表して其來る時まで及びぶなり」と(哥林多前書十一〇—二十六)吾等は完全き満足れる犠牲、供物、賠償を常に記憶す是れ彼が其死に由て全世界の罪のためになせしものとす

五是に因て我等の受る益 且又主の晚餐は常にキリストの死を記憶せんが爲に設立られしのみならず尙ほ彼れが其貴き御血を流して吾等の爲に得たまへる無量の益を記憶せんが爲なりとす蓋し是れ逾越節に設立せられたればなり然るに逾越節はユダヤ人之を守る毎に常に殘忍苛刻なる奴隸の境界より全國民の救はれたる一大物語をば恰も活劇の如くに之を追憶せしむ(申命記十六〇—二、三)此救た

彼等自ら爲せしに非ず彼等の爲に外よりなされたる者とす是れ獨りエホバの伸べたまひし聖手に因て行はれたる者とす是れ彼等を高めて奴隸の境界より出で贖はれたる民の境界に入らしめ彼等を尙とき特權を受くるの地位におき予ふるに約束の地に入るの希望を以てせし者とす斯くの如く主の晚餐も亦唯一國民のみならず全世界の民が罪とサタンの奴隸たる地位より救はれたる事の絶えざる記念とす此救たる吾等自ら爲せし者に非ず吾等の爲に外よりなされたる者とす是れ無始より期せられたる者にして獨り神の慈恩に因るものとす彼は其聖子を惜まざ(羅馬書八〇—三十二)却つて之を予へて眞誠なる逾越の羔となしたまひぬ(哥林多前書五〇—七)彼は我等の爲に供へられ世の罪を任ひ其死を以て死を滅し其^{よみがへり}甦を以て永生を我等に與へ(復活日祝文)且今後更に愈れる國即ち天國に入るの希望を與へたまひぬ(希伯來書十〇—十九、二十一—〇十六)

第二章

主の晩餐の外部の徴

一前章との關係 主の晩餐の「サクラメント」設立の目的を論じれば公會問答には進んで「主の晩餐に於ける外部の徴を論ぜん」とす、其定解に曰く「主の命じ玉ひし我等の受くべきパン」と葡萄酒なり」と

二是等の元行(パンと葡萄酒)は必らず受くべき者たりとの命令は三福音中に録せらる(馬太傳二十六〇二十六—二十九馬可傳十四〇二十一—二十五路加傳二十二〇十九、二十)聖パウロが哥林多人に書送りし第一の書翰にも又然か記さる、茲に該使徒は其書送れる人々をして此「サクラメント」設立の記事を憶念せしむ是れ彼れが既に彼等に傳教せし者にして特に主より啓示せられし者とす(哥林多前書十一〇二十三—二十五と加拉太書一〇十二と比較せよ)

三踰越節 上にも見えし如く主の晩餐は踰越節の際に設立せられたりき(馬太傳二十六〇一、二、同十七—十九馬可傳十四〇二十一—十六路加傳二十二〇七十三、同二十二〇十五)神の規制に循ひ踰越節にては酔いれぬパンを食するを常とせり(出埃及記十二〇十八)邈として記臆を絶てる往古の慣例に基づき此の祝の儀式は葡萄酒を盛れる四箇の杯を順次に排列して之を執行す踰越の筵席を開くために人々の集れる家の主人若しくは名ある賓客の前に之を置く斯る人を稱して祝宴の執行者、會長或ひは報告者、揚告者と呼べり

四祝の儀式 會衆の桌に凭れる後彼は四箇の杯の中、聖成の杯と呼べるものを執り、葡萄酒と饌饗に對して福を祈つて曰ふ「葡萄の實を造りしエホバ宇宙の王なる我等の神は福なる哉」と、灌祭之に伴ひ、食臺を装ふに酔いれぬパン、踰越の羔及び其他の供物を以てし、第二の杯を飲みハツガダ—即ち埃及を出づる状態を示す事—之に次げり、此

後會長は二箇の酔いぬパンを取り其の一を擘きて曰ふ地の産物を造りたまへるエホバ宇宙の王は福なる哉斯くして其周圍に居る人々に各々一片を分配す是より踰越の羔の肉を食して後彼は其手を擧げて特に祝福の杯として知られたる第三の杯を祝福し之を着座の各賓客に交付す是に於て改ためて感謝をなし第四の杯を飲む是れ「歌杯」と呼ばれし者なり是に次ぎてハレルテふ一の讚美歌を謳ひて式を閉ぢぬ(詩百十三—百十八を見よ)

五主の晩餐の設立 吾等の主の時代に於ける踰越祝の禮式は大畧斯の如き者なりとす主は賣さるゝ晩にエルサレムの高樓にて萬事準備も整頓せし時其使徒衆と着席し彼等の中にて筵席の主人或ひは會長の地位を領めたまひ祝宴始まるに當り己れの前に置かれたる酔いぬパンの一を執り謝して後之を擘き其弟子等に與へて曰ひけるは

「取て食せよこれはなんぢの爲に與へし我肉身なり我を記憶する爲之をなせよ」と

後杯—多分第三の杯即ち祝福の杯なりしならん—を取り謝して後彼等に與へて曰たまひけるは

「汝等皆之を飲めよ是は汝等及び多の人の罪を赦さんが爲に流せる新約の我血なればなり之を飲毎に我を記憶する爲に之をなせよ」

六パン及び葡萄酒 斯く我等の主はパンと葡萄酒を設立てキリストの死に由れる「サクラメント」の外部の徴となしたまひぬ踰越の祝にては此元行(パン及び葡萄酒)は從屬の者なりしが彼は今や之に與ふるに首要の地位を以てす踰越節にては踰越の羔は重要な地位を占めをりぬ是れ小心翼々謹んで擇まれ(出埃及記十二〇五)嚴肅なる儀式を以て宰られ其血は宮殿に於ける銅の香案の上に灑げり(申命記

十六〇五、六、歴代史零後三十〇十六、三十五〇十、十一(然して之を燻き唯に祭司等のみならず衆人皆な之を食して埃及國よりイスラエル人の救はれたる事の記念とせり然るに今や模範は對範に由て接續せられぬ、眞の踰越の羔は來れり、而して將に全世界の罪の爲に十字架の壇上にて己を供へんとす故にユダヤの踰越の羔につきては一言之語る所なく主はパンと葡萄酒を以て之に代へたまへり、羔は彼の模範として食せられたり、パンと葡萄酒は彼を記憶せんがために飲食すべきものとす

第二章

主の晩餐における内部の區別

一前章との關係 公會問答は「主の晩餐の外部の徴」を論じたれば今は進んで内部の區別或ひは表明せられし者を論ぜんとす、其定解に曰

く是れ「主の晩餐に於て信徒が魂を以て眞實に受くる所のキリストの肉身と血なり」

二吾等の主の語 此陳説の眞實なる事は吾等の主自身の語を以て十分に證明せらる、即ち既に上にも見えし如く彼れ公なる宣敎に従事せしより第二回の踰越節の時に「カペナウンの會堂にてユダヤ人に明言して曰く、我は生命のパンなり……我は天より降りし生るパンなり……我肉は誠の食物また我血は誠の飲物なり」と(約翰傳六〇四十八—五十五)亦次回の踰越節の時には今語を以て言顯はせし所を悉く聚斂めて動作を以て之を示したまひぬ、即ち彼れパンを擘き其弟子に與へて曰く「取りて食せよ是れ我肉體なり」又彼れ杯を取りて曰く「汝等皆之より飲めよ是れ我新約の血なればなり」

三聖「パウロ」の語 斯く又聖「パウロ」も其哥林多人に送れる書翰に於て偶像の祭禮に連れる者の行を責めて曰く「我れ智者に言ふ如く言は

んなんぢ我言ふ所を定むべし我等が祝ふ所の祝の杯は同にキリストの血を享くるに(即ち實際に享くるに)非ずや我等が壁く所のパンは同にキリストの肉を享くるに(實際に享くるに)非らずやパンは唯一つなり多くの我等もまた一體なり蓋はみな一のパンを同に享ればなり彼は又彼等の鹵莽混闇聖祭の執行をして異教の祝祭と同格にまで降下せしめしを責めて曰く彼等の如く宜しきに適はず不敬の方法を以て此パンを食し此杯を飲む者は主の體と血を干すなり其食飲に由て自ら罰を招くなり蓋主の體を辨へざるに因ると(哥林多前書十一〇二十七、二十九)

四主の晚餐の敬重すべき事 吾等の主及び聖パウロの是等の語は此「聖なる與義」の他に勝て莊重森嚴なることを示すに足る是れ唯に「基督教徒相互に保つべき愛の徴」のみに非らず(聖公會大綱第二十八條)又外部の徴は唯にパンと葡萄酒なれども其内部の區別即ち表明せ

るられしものは主の晚餐に於て信者が誠に受くるキリストの肉身と血なりとす(聖公會大綱二十八條を見よ)

五 踰越節は犠牲の祝宴なり 主の晚餐を受くるとにつき茲に「エダヤ」の踰越節に溯りて考ふるはよからん上にも見えし如く主の晚餐は之を守るの期に設立られしもの也踰越節は贖罪の祝祭なりき牲畜は各會衆の爲に供へられしものとす即ち宮殿における聖壇の上に之を供へ此處に其血を灑ぎて後之を燔き唯に祭司のみならず全會衆之を食せり是れ犠牲の獻祭に於て彼等の爲に供へられたる者とす「犠牲の祝宴」は神と人との契約を交換する方法なりき是れ又「エダヤ」人挽回の供物の獨得とする所なりき今まで獻納者をして「エホバ」に遠ざからしめし所は是に由て免脱革除せられ今は神快よく彼を其聖卓に招き此の祝宴にて彼に與ふるに復和と恩顧の保證を以てすることを指示す

六聖餐は犠牲の祝宴なり。除越節は贖罪及び救脱の祝宴なりしが如く主の晩餐も又更に大なる贖罪及び救脱なりとす是を成し遂げし者は吾等の主、獨一の救主イエス、キリストに外ならず彼は自ら一度び己を供へて、全世界の罪の爲に完全く満足れる犠牲、供物、賠償をなしたまへり、其十字架の血を以て吾等の平康となり(哥羅西書一〇二十、以弗所書二〇十四)彼は其一度び供へられたる一の大なる犠牲の祝宴を設立規定したまへり、此聖宴に因て彼が吾等の爲にせる平康(和睦)は嘉納せられ彼れが交換せし契約は印證せられ、神吾等を顧りみ思ふたまはんことを保證せらる此聖卓にては吾等は神の客なりとす、彼は此聖なる奧義を正しく受る吾等をば其聖子吾等の救主イエス、キリストの最も貴重なる肉體と血の靈なる糧を以て之を養ひたまふ、吾等は靈にて基督の肉を食ひ其血を飲み我等キリストに居りキリスト又我等にをり我等キリストと一にしてキリスト又我等

と一なり、斯く靈なる方法を以て受くるとはいへ實にパンと葡萄酒を以て信者は世の生命の爲に其肉を予へたまひし者——キリスト——の聖體と血を受くるなり(約翰傳六〇五十一)

第四章

主の晩餐に由て受くる益

一前章との關係 公會問答は斯く主の晩餐の外部の區別即ち徴及び内部の區別即ち表明せられしもの、何たるを論じたれば今は進んで問ふ、是に由て吾等の受くる益は何ぞ、是に答へて左の如く言ふべしと教ゆ、パンと葡萄酒を以て我等の肉體は養はれて健康になる如くキリストの肉體と血を以て我等の靈魂も養はれて健康になるなり

二斯く吾等の受くる益は(一)健康になる事及び(二)養はるゝ事の二つなり

りと明言せらる。此等の徴効(結果)はパンと葡萄酒を受くる時に吾等の肉體に起すものに比較せしものとす。生命の杖なるパンは人の心をつよからしむ(詩篇百〇六の十五)若し是れ無くば、肉體は衰弱、肉體は衰頹し以て消滅し去らん、葡萄酒は、人を歡ばし(詩篇百〇六の十五)、肉體を爽快補育し、又之を強健ならしめ以て疲れざらしむるものとす。斯く吾等の内心及び靈性に於ても、パン及び葡萄酒なる被造物が人の外部に及ぼすと類似しき影響(徴効)をば是等の聖なる奧義を以て起すものとす。

三〇〇靈の力必要なり。

先づ第一に此聖なる「サクラメント」に由て吾等の靈魂は堅固にせらる。吾等此世にある如き状態にあつて又罪に感染れる性質を生得し、靈の敵の攻撃に冒され、吾等自ら佑くるの力なく、常に正しく立こと能はず、己れの前に置れたる馳場を走るに劇しく支へ阻隔げられ(大齋第二主日現異邦後第四主日降臨節第四主日祝

文)絶ず失墜せんとす故に心靈上の戦闘に於て常に強よめらるゝを要す。人性の薄弱なる其日々の戦争にて時々護衛せらるゝを要す。又世と肉と悪魔に對して鋒を交へ常に負ふ所の傷の痊さるゝを要す。四〇〇靈上の力補足せらる。斯く吾等の戦争續く間吾等が劇しく要する所をば生命のパンなる者(約翰傳六〇三十五)「吾等が之を離るれば何事をも行能はざる者(約翰傳十五〇五)即キリストは其憐れ恩を以て之を補ひたまふ蓋し吾等眞に悔悟の念と活ける信仰を以て此聖なる「サクラメント」を受くる毎に、凡て頼む者の力なる神(三位一體後第一主日祝文を見よ)どの親交は新にせられ、我等彼にをり彼又吾等にをり吾等に賜ふに其日常の需要にしたがひ恩恵と力を以てしたまへばなり(哥林多後書十二〇九)又吾等其憎味なるより或ひは孱弱なるより或ひは試惑の激しきより罪に陥るときには父の前に吾等の保惠師なる者(約翰書二〇一)罪を救免さんがために碎かれたる

聖體及び之がために流されたる血の表號を以て神は快よく、凡て過去れる事をば赦し玉はんと、印證となしたまふ斯く、我等の罪ある體は彼れの聖體にて清められ我等の靈魂は其最も賣き血にて洗はれ、吾等は再び強められて日々の戰闘に出づ(腓立比書四〇十三)

五補益の必要。又此人生の豁谷に於て我等は全く懦弱にして其良心は罪の重荷の下に呻吟し、屢々其心に念ひ亂れ失念うそたれて爲す所を知らず(詩四十二〇五)又神は恩を施すことを忘れ給ひしに非ずや或ひは怒を以て其憐を緘たまふにあらざやと畏懼る(詩篇七十七〇九)吾等は精神と身又は生計のために患ひ惱まされ、艱難辛苦の中に轉轍し己れの前に置かれたる途は難路にして、其重荷堪へ難く、爽快復興せられんことを慕ふものとす(詩篇四十二〇)

六靈魂の補益を賜はる。吾等が斯く要する補益は此聖なる「サクラムント」にて予へらる。我等の造られし狀を知りたまひ又我等の塵なる

とを念ひたまふ者「キリスト」は慰めの語を以て吾等に語りて曰く「凡て勞れたる者重荷を負へる者は吾に來れ我汝等を息ません」(馬太傳十一〇二十八)彼は我等を慰むるに其吾等を恩顧かへりみ且恩みたまふとの保證を以てす(詩篇六十二〇一、以賽亞書五十四〇七—十二)彼は吾等を勵ますに其満足れる恩惠の福音を以てし又聖父の右に坐して常に吾等の爲に禱告したまふとの福音を以てす(約翰書二〇二)彼は其の設立けたまひし聖なる奧義を以て吾等に保證す即ち「死あるひは生あるひは天使、或ひは高き或は深きまた他の受造者は吾等を(羅馬書八〇三十八、三十九)十字架上にて苦がき苦難を受けし其愛より絶はずらすること能はず、斯く彼は我等を勵ますに終りまで忍ばん事を以てし(馬太傳)又得んがために然か趨らんことを以てし(哥林多前書九〇二十四)又我等勝たんがために然か争はんことを以てし(黙示錄二〇三)又我等倦ことなからんために然か忍ぶべきことを以て

第五章

主の晩餐に來る者に闕く可らざるもの

一前章との關係 此聖なる奧義は斯く尊嚴たつとき者にして又我等が之を受くるより得る益は斯の如き者なることを論じたれば公會問答にては進んで最後に吾等の之に來るに當て有つべき心情の様を論ぜんとす故に問ふ主の晩餐に來る人々に闕くべからざる者は何ぞ此問に對する答として教誨られたる事は左の諸點につき反省するにありとす即ち

(一) 過去し罪を眞に悔改て後新しき行を爲す事を堅く定めざるや

(二) 又キリストの死を辱なく思ひ神がキリストに由て與たまへ

る恩を活たる信仰を以て信ぜざるや

(三) 又愛心を以て總ての人と親睦まざるや

二此「サクラメント」を受くるに先ち自省の義務あるとは聖パウロ之を直接に教示す彼はコリント人が此聖宴と普通の飲食とを區別せず又主の肉體を辨へずして此聖宴を褻せしを太く責めし後進んで曰く「人みづから省みて後其パンを食し其杯を飲むべし」又彼等が蒙れる此世の懲につきて曰く「我等もし自ら己を審しならば罰を蒙る事無ししならん然れども今罰せらるゝは主の我儕を懲しめたまふなり是れ我等をして世の人と罰を蒙ること無らしめんためなり」(哥林多前書十一〇、二十八、二十九、三十一、三十二)

三悔改 然らば自省の第一點は我等其過去し罪を眞實に悔改めたるや否なやを内顧かへりみ同時に神の命令に遵ひ今より後其聖なる道を歩みて新なる行を爲さん事を定めしや否やを内顧かへりみるにありとす(蓋

し上にも見えしが如く眞誠の悔改は今後斷然行を改めんとの決心を含む者なればなり)

四信仰 自省の第二點は神がキリストに因て與たまへる恩を活たる信仰を以て信ずるや否やを探ぶるにありとす實に信仰なくば神を悦ばすこと能はず(希伯來書十一〇六)信仰を有てるは是れ何の請願も應かれんどの條件なりとす(馬可傳十一〇二十四)但し神は信實なる公義者なる故に其聖子の功績ある十字架と苦難の爲には必らず吾等の罪を赦し諸ての不義より我等を潔めたまふと(約翰一書一〇九)確信するは是れ吾等の贖罪の「サクラメント」を正しく受くるに須要なる者とす、又唯に神の恩を活たる活潑なる信仰を以て信じ之を確固たる望みとして之に頼り息むのみならず、キリストの死及び其貴重き血を流して吾等のために得たまへる無量の益をば難有記憶すべき者とす

五愛 且、信仰若し行を兼ねざるときは乃ち死ぬ(雅各書二〇十七)而して若し是れ根あらば愛に由て行く者とす(加拉太書五〇六)自省の第三點は愛心を以て總ての人と和睦したしむや否やを探ぶるにありとす如何となれば主の晩餐は唯に神が我等を大に愛したまふとの印證にあらざして又我等の一體なること(哥林多前書十〇十七)及び「我等は信ずる民の福ひなる會衆即ち聖子の奧義なる肉身に合したる肢なること」の確説なればなり、既に見どころの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で愛せんや(約翰一書四〇二十)唯に吾等とキリストの親交を明言するのみならず尙ほ此聖卓に來る者は皆一體にして相結あひむすせらるべき者なることを明言せる此聖宴に何で與り得べけんや

六愛の證據 此愛即ち基督教の愛は自ら發揚する左の如し

(一) 吾等他人に蒙らせたる一切の傷害を賠補するに速なる事(馬

太傳五〇二十四(二)天に在ます父が我等の罪を赦すを吾等の
欲するが如く吾等に罪を犯せる者を快よく赦す事馬太傳六
〇十四十五(三)吾等の貧困なる同胞の不足を補はんがために
人に先ちて自家の所有の中より賙恤金を出すこと又吾等と
同一體ひとに屬する肢同一榮光ある國の後嗣たる一切の人の爲
に進んで熱心なる祈禱を捧ぐる事即ち是なり

公會問答畧解 終

正誤

- 第三十八頁ノ第五章ハ第四章ノ誤
- 第三百三十頁ノ第九章ハ第五章ノ誤
- 第二百廿二頁ノ第二章ハ第三章ノ誤

明治廿六年九月廿六日印刷
明治廿六年九月二十日發行

著作者

東京市京橋區新榮町七丁目五拾三番地

根岸由太郎

發行者

東京市京橋區銀座二丁目六番地

池田平三郎

印刷者

東京市京橋區西紺屋町二十六番地

島連太郎

印刷所

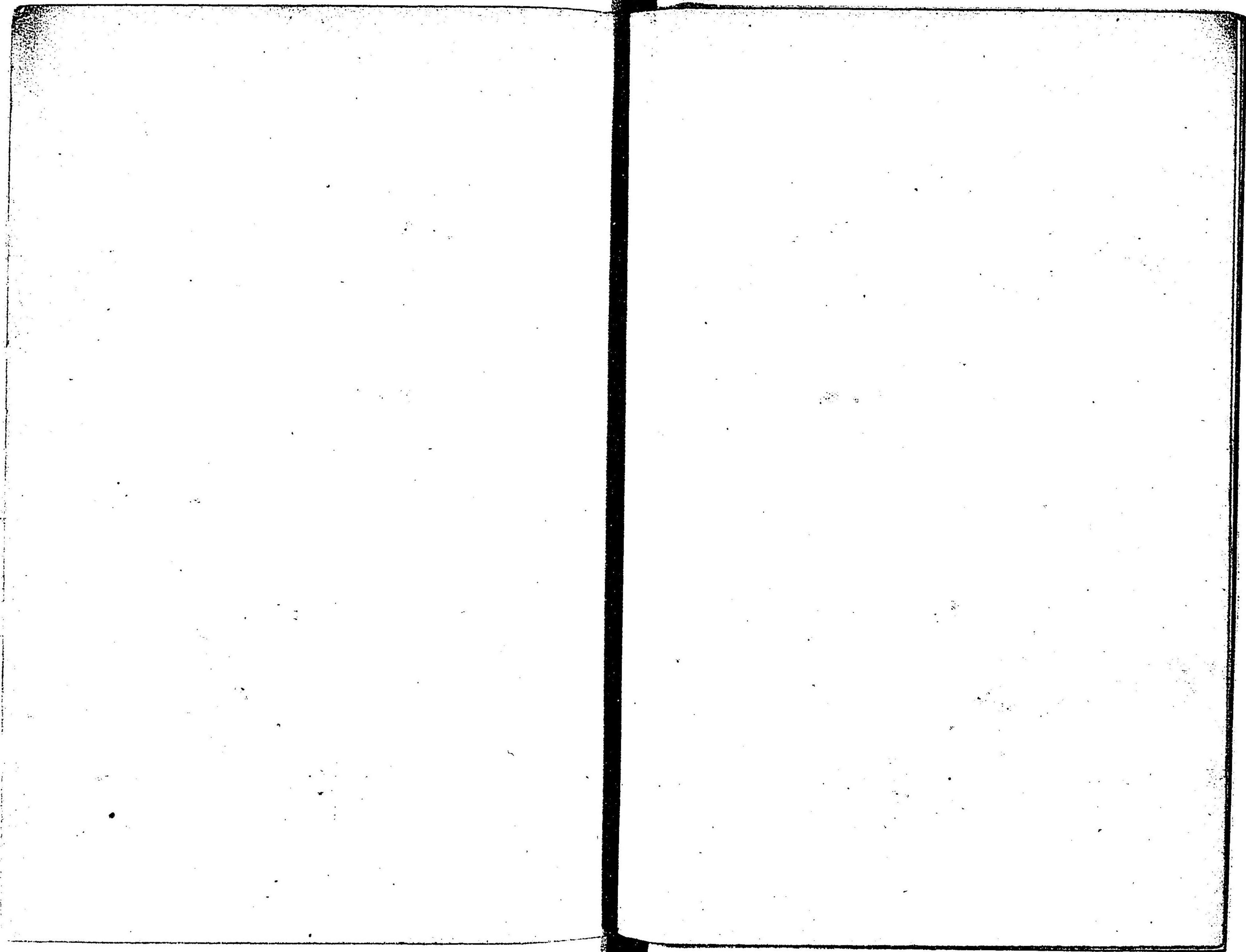
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

秀英舍

東京市京橋區銀座二丁目六番地

發行所

聖公會書類會社





020368-000-4

特18-215

公会問答略解

マクリーアル／著

M26

ABI-0175

